



**発行所**  
 大阪府衛生管理協同組合  
 編集事務局・広報部  
 〒556-0011 大阪市浪速区  
 難波中2丁目7-25  
 TEL 06-6633-2460  
 FAX 06-6633-1652

# 浄化槽の補給線とは

大阪府衛生管理協同組合理事長 米田 健司



新年明けましておめでとうございます。

昨年は、「コロナ」の影響を危ぶむ声の中、1年遅れで東京オリンピックが開催されました。開幕とともに感染者が増大し、一時は東京だけでも6千人近く、大阪でも3千人を超えました。病院によっては、一般の手術の受付もできなくなり、まさに医療崩壊の様相でした。今は落ち着いておりませんが、あらためて人の活動・集積と感染症との関係に思い至りました。

原始時代、人がまだ採取で生活していた頃は、人の出す廃棄物は、放っておけば自然に還りました。人の営みが、自然界の物質循環の一部だったのです。

現に、戦後しばらくは都市のし尿が、農村へ運ばれ肥料となり、食糧の増産につなが

りました。大阪周辺でも、し尿を運ぶいわゆる糞尿列車が運行されておりました。

これがやがて、し尿は都市から発生する余計モノとして、その処理のため、下水道や浄化槽などが登場しました。ゴミも同じことで、残飯類は家畜のえさ、プラスチックは工業原料に、缶詰の空き缶まで加工して、ブリキ製品になるというように徹底的に分別され様々な原料ともなった時代がありました。

私は、廃棄物や環境・衛生関係でいくつかの団体を役をしていますが、行政が作成された資料をよく拝見するのですが、廃棄物処理の沿革を見て気付くのは、処理施設の変遷は書かれても、廃棄物をどれだけの労力で、どのような収集・運搬したのかは、まづ書かれません。陰に隠れがちです。

廃棄物があふれた地域は、どうなるでしょうか。歴史の教えるところでは、ハエ、ゴキブリ、ネズミをはじめとする衛生害虫類の発生と、それが媒介する感染症の爆発です。まして、人から人への感

染となると、「この世の地獄」となり、今日のように、人口が一部の地域に集積する時代では、より深刻です。

その対策の要は、最終的なゴミやし尿の処理法はさておくとして、まず廃棄物を人間の居場所から遠ざけることにあります。

ゴミ焼却場や、下水処理場など廃棄物の処理施設は、技術の進歩によって自動化や効率化が可能です。しかし、各家庭や個々の小さな事業所から出る廃棄物（し尿も含め）を処理場へ運ぶことは、依然として人手頼みのままでしょう。ゴミ収集車やバキューム車の自動運転はできても、家の前に置いてあるゴミを自動的にパッカー車に積んだり、ホースが自動的に伸びて便槽や浄化槽の汲み取りをするバキュームロボットが、簡単に開発されるとは思えません。そう考えると、自動化・省力化はむしろ、廃棄物をしかるべきところへ運ぶ担い手の確保が、公衆衛生では最後の生命線ということになります。

私たちの組合員の大方は、親子、兄弟で事業を始め従業

員も含め10名ほど、傍らの土木業などで事業を支えています。昨今、バキューム車も高騰し、少なくとも七百万円。装備によっては一千万円にもなり、発注しても製作にも半年待ち。車両の更新もままならぬ状況です。

浄化槽からの水質は、公共下水道に劣らない水準にまで達し、国は生活排水処理対策として浄化槽の活用を進めています。また、地域の自然水系の保全や、災害対策としても有効だとされ、その未来は洋々たるものと思えます。

しかし、装置・設備である以上、必ずメンテナンスが必要で、浄化槽では、消毒剤の補充、ブロワーの整備その他の様々な調整、年に一度は、汚泥の引抜き清掃をしなければなりません。そうでないとせっかくの浄化槽が、単なる汚物溜めで、挙句は垂れ流しです。

ですから、浄化槽の普及には、その清掃汚泥を収集・運搬する仕組みが必要です。

年末となると、真珠湾にちなみ太平洋戦争が話題になりますが、戦死者の相当部分が、実は餓死者だとの説もありま

す。「現地調達」の掛け声で、「兵站（へいたん）」つまり「補給線」を軽視した悲劇でしょう。

大きな事業には、陰の支えとなる「補給線」が重要ですが、私は、浄化槽の普及事業にとっての補給線が浄化槽清掃だと思えます。田舎道の遠くでも清掃に来てもらえる。これが、設置者には最後のよりどころだからです。

現実に、東京都の清掃事務

所でコロナ感染者が発生し、不燃ごみの収集を2週間休止しました。先ほども書きました通り、廃棄物の収集・運搬体制について考えさせられる出来事です。

浄化槽に盛られた様々な技術的なお話は、よく耳にしますが、それを維持していく体制についてのお話は、あまり聞いたことがありません。

昨年、廃棄物の収集・運搬に長く関わっているということで、図らずも瑞宝単光章を頂きましたが、叙勲の対象は個人であり、通常、団体は頂くことはありません。それゆえ、これは私個人ではなく、業界に頂いたものと受け止めております。さらにこれからはいっそう背筋を伸ばし、社会貢献として、浄化槽の永続のため、設置した後、どうしたら維持し続けていけるか考えていきたいと思えます。

幸い、改正浄化槽法で国から示された対応方針には、行政や浄化槽関係者等で構成する「協議会」の設置が謳われました。このような場を活用し、行政の方々と互いに手を携え、将来を見据えた生活排水処理対策の兵站を担うべきと考えています。

最後になりましたが、これから一年で最も寒い季節ともなります。皆さまには一層のご健勝をお祈り申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

「プロは兵站を語り、素人は戦略を語る」  
 （クレフェルト「補給戦一何が勝敗を決定するのか」解説から）

## あけましておめでとうございます (令和4年)

理事	米田 健司	副理事	三ツ川 浩一	副理事	齋藤 純代	副理事	野中 久泰	副理事	辻 貴之	副理事	蓬菜谷 勝玄	副理事	片山 敏	副理事	菅 直人	監事	瓦 昇次	監事	柿 花江美	顧問	藤野 静男
----	-------	-----	--------	-----	-------	-----	-------	-----	------	-----	--------	-----	------	-----	------	----	------	----	-------	----	-------

# 民法改正に伴う保証と相続の法務研修

木村総合法律事務所 弁護士 木村真也氏

新たに、保証と相続について民法が改正されましたが、この項目は、事業活動を営んだり、事業の承継に際し大きな影響を与えることから、このことについて、当組合法務顧問 木村真也弁護士からお話しいただいた。コロナが流行する中の中のこともあり、音声データと資料をネット等を用い配布しました。なお、あらまは次のとおり。



(講義中の木村顧問)

今回の民法における改正は十年近く議論されてきたもので、民法として百年に一度の大事件です。改正点は明治時代からのものを大きく変えたこととなります。

## 1 保証制度に関する改正

いわゆるサラリーマン金融がらみの事件やナニワ金融道に見られる悲惨な事例を避けようとするものになっていきます。

保証には、する場合としてもう一つ場合がありますが、ろくに内容もわからぬまま、身内や知人を巻き込み、家や財産を失わせたり、企業だと連

鎖鎖産に至ることがあります。人間関係に付け込まれ、義理や頼まれ、その場の勢いで何のメリットもないのにリスクだけを背負わされるのです。特に包括根保証には問題が多いといえます。

包括根保証とは、主たる債務者の将来に発生する債務を、特に保証金額の限度や保証の期限を定めず、無制限に連帯保証する契約のことをいいます。つまり、五百万円分の保証をしたつもりが、いくらでも大きくなりいつの間にか、億になるということも起こりました。

こういった保証に関わるリスクを、さらに軽減しようとするのが今回の改正です。平成16年の改正では、まず、保証の書面化が義務となりました。以前では口頭でも可能でしたので、言った言わないで争いとなることもあったのです。限度額(極度額)を定めることで貸金等保証についての包括根保証も禁止となりました。これでも保証人に重い責任がありました。

今回はさらに、事業等債務に関する経営者保証への原則的制限といまして、代表者や役員以外(従業員や家族など)の連帯保証は制限されるようになりました。

さらに、包括根保証の禁止も拡大されました。平成16年の改正では、貸金について禁止されましたが、それ以外の色々な債権についても今回の改正で極度額を定

めなくてはならなくなりまし

た。今後の実務と留意点としては、金融機関から借入をする場合は、銀行などは、民法に違反してまでは要求しないでしょうが、その他の金融業者の場合、そういうところから借入すること自体望ましいことではありませんが、法律に則らない要求をしてくることも考えられます。この場合でも、保証をしない旨しっかりと主張することです。

売掛金、貸付金について保証を取る場合、や身元保証では、代表者を保証人としてもよいが、代表者の身内や友人を保証人に立てても、それは無効となります。身元保証では親になってもらうケースが多いでしょうが、これでも司法の判断により保証が無効とされることもあります。それだけに相手先の信用状態や保証人との関係についてよく調べておくことが大切です。

今回の改正で話題となったのが、配偶者の居住権でした。これなども実態に合わせたものといえます。

相続の基本的な点として、次の3つがあります。

①被相続人が死亡した瞬間に相続は生じます。つまり遺産をどう分けるか決まらなくとも、被相続人が亡くなった時点で、財産は移転しているのです。

②相続は、資産ばかりではなく、負債も対象です。不動産や預貯金、保険などのほか借入金未払金、連帯保証などの負債も相続されます。包括的に移転しますので、後から不明だったものが出てくること

があります。また相続を受けるとは、法定相続人と遺言上指定されたものとなります。③財産よりも借金など負債の方が多いう時、プラスの財産だけを相続という、「良いところ取り」はできません。

このような時には、相続放棄をすることになります。3ヶ月以内(家庭裁判所での相続放棄の手続が必要)です。亡くなられてから、つまり相続が始まってからの3ヶ月はすぐに期間が過ぎるので注意が必要です。

## 2 相続に関する改正

様々な事情のある場合もありますので、そのような時に、今回の改正では次の4つが主な点です。

改正のポイント  
①配偶者の居住権の尊重  
持ち家にせよ、賃借にせよ権利であり財産ですので今までは法定相続人でこれを分割する必要がありました。このような時、先立たれた配偶者が、現に居住している家を失いことになり、これに対応されることとなりました。

②預貯金の仮払い制度  
銀行預金は共有財産となるため、本人の死亡時点で口座が凍結されます。それを動かすとなると相続人全員の実印による書面が必要でした。一定部分について払い出しができるようになりました。これ

で、相続人間で対立があったり、遠方で手続きが困難なときに、葬祭費などの一時の出費に柔軟な対応が取れることになりました。

③自筆証書遺言の方式の緩和  
法務局での保管制度  
法的に有効な遺言状は大きくは自筆証書遺言と公正証書遺言ですが、公正証書では公証役場で作成する必要があります。手間と費用が掛かります。また自筆証書はすべて手書きとしなくてはなりません。

検認をしてもらわねばなりません。今回は目録など一部をワープロで作成してよいこととなり、また法務局で保管してもらい、検認が省略できることになりました。

④相続人以外のもの貢献の考慮  
被相続人にどれ程つくしていても、従前は寄与分は相続人しか受け取ることはできませんでした。つまり、長男の嫁は、遺言状に書かれていないと対象外だったわけですが、これが改められました。

いづれも地味な改正ですが、現実には即して使いやすくなりました。

最近の刑事事件について、弁護士の立場からお話ししたいと思います。

①紀州のドンファン事件  
これは田辺市の資産家が覚せい剤により毒殺されたもので、事件発生から3年たって妻が逮捕起訴されました。一言で言えば警察はよく頑張ったと思います。

血中に毒物が検出されたわけですがどうやって入れたのか、直接証拠がないので、膨大な量の様々な状況証拠を積み上げ、事件当時、被害者と被疑者の2人しかいなかったことを突き止め、逮捕起訴しています。もしこの3年の間にゴーンのように海外へでも出国していたらとても逮捕できなかつたでしょう。

日本の刑事裁判の慣行から言えば、非常にハードルは高かったといえます。日本では刑事裁判は九分九厘有罪です。無罪になると検察官の出世に響く。つまり度胸がいる。つまり有罪にできる固い証拠がないと起訴しない、ということ。それに逮捕から起訴まで二十日しかありません。だから自白も重視されます。ですから自白も直接証拠もない状況だったが逮捕・起訴に踏み切る決意を示したということ、画期的であったといえます。

か、直接証拠がないので、膨大な量の様々な状況証拠を積み上げ、事件当時、被害者と被疑者の2人しかいなかったことを突き止め、逮捕起訴しています。もしこの3年の間にゴーンのように海外へでも出国していたらとても逮捕できなかつたでしょう。

日本の刑事裁判の慣行から言えば、非常にハードルは高かったといえます。日本では刑事裁判は九分九厘有罪です。無罪になると検察官の出世に響く。つまり度胸がいる。つまり有罪にできる固い証拠がないと起訴しない、ということ。それに逮捕から起訴まで二十日しかありません。だから自白も重視されます。ですから自白も直接証拠もない状況だったが逮捕・起訴に踏み切る決意を示したということ、画期的であったといえます。

これは北九州の暴力団会長が殺人など、実行犯でないにもかかわらず、逮捕起訴さらには有罪判決を受けたというものです。

刑事裁判では、実際に実行したものを、その行為をとらえて処罰します。近代刑法理論の原則である構成要件理論に基づいています。つまり考えただけでは罰せられないということ。国家権力のむやみな介入を防ぐことにもなっております。

もちろん犯罪を指示したものにしても共同共謀正犯として、罰せられることがありますが、それは極めて限定的です。今回は、指示があったことの明確な直接証拠があり

ませんでしたが、90人にも上る証人からの証言などをもとに、工藤会という組織の仕組み自体がこのような事件を起こした、との推認を行い、会長の責任を認めています。

先の紀州のドンファン事件とともに周辺証拠と推認の組み立てから有罪認定に持っていくこととするということ。今後の刑事事件裁判への影響を注視していきたいと考えています。

「根保証」とは  
特定の債務だけを保証する一般の保証と違い、継続的な取引の中で生じる債務全体を保証する制度のこと。中小企業が融資を受けの際の代表者の個人保証などに多用されています。

「包括根保証」とは  
根保証の中でも、限度額や期間を定められないものです。従来の法律の下では、契約内容をどのように定めるかについて制限がなかったため、包括根保証契約を結んだ保証人は際限なく保証責任が膨らんでしまい、返済能力を超えた責任を負わせることになり、時には一家離散ということも起こりました。

なお、保証制度についてはすでに平成16年に法律改正され、平成17年4月1日から施行済みです。これ、保証人が個人の場合は限度額・期間(最長5年、定めがない場合は3年)を定めないと無効となります。

# 環境省の示す 廃棄物に関する

# 「コロナ」対策

10月1日から、大阪府でも「コロナ」の緊急事態宣言が解除されましたが、依然として、新規感染者の発症があり、第6波の感染拡大も懸念されることから、環境省が策定した「廃棄物にかかる対策ガイドライン」のあらましを掲載します。それによれば

「コロナ」にかかる廃棄物の種類と特徴として、し尿等については、

①家庭及び事業所から出る場合

医師当該業を行う場所でないで、感染性廃棄物が排出される施設には該当しない。

②医療機関等から出る場合

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づいて判断する。

③宿泊療養施設から出る場合

医師当該業を行う場所でないで、感染性廃棄物が排出される施設には該当しない。

との見解のうえで、

「新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物の処理については、他の感染性廃棄物と同様に廃棄物処理法の処理基準に従って処理することで、ウイルスとの接触を防ぐことができ、廃棄物処理に由来した感染を防ぐことが可能であるため、新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物をその他の感染性廃棄物と区別して排出する必要はない。このため、廃棄物処理業者が排出

事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物と分別することや特別な表示を行うことなどを求めることは、排出事業者等の関係者に過度の負担を生じさせて業務の妨げになり、かえって公衆衛生上のリスクが高まるおそれがあることから、とりわけ優先的に処理する必要が有限り慎むべきである。」

としており、廃棄物収集・運搬の迅速な対応を求めている。

なお、緊急事態宣言時には、市町村によっては病院等からの仮設トイレ等の汲取り依頼があった時や、収集したし尿等の受け入れについては、あらかじめ連絡を求められた事例がありました。

また、「コロナ」は2類感染症であるので、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」を参照の上、し尿等への消毒剤の使用の参考例として、市販で入手可能な漂白用次亜塩素酸ナトリウム水溶液(例…ハイター、キッチンハイター(いずれも商標)など濃度6%のもの)を用いる場合を紹介しています。

等への消毒剤使用の参考例

エボラ、MERS、SARS-  
にも「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」によれば、0.05

%以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液による処置が示されています。ここでは、0.1%を目安としますが、100リットルの汚水中に次亜塩素酸ナトリウムを投入し0.1%の濃度とするには溶液1リットル1kgとして100g必要になります。

例えば市販の「ハイター」※は6%ですから、次亜塩素酸ナトリウムが1リットル中に60g含まれます。つまり100リットル程度の汚水等には100÷60=1.67となり、2リットル程度の注入が目安になります。

※「ハイター」は花王株式会社  
の商標です。

厚生労働省による「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」は次のURLから入手することができま

す。  
https://www.mhlw.go.jp/content/000548441.pdf

廃棄物処理等に  
おける留意点

廃棄物の収集、運搬、処分及びリサイクル並びにそれらの廃棄物処理に係る施設や設備等の維持管理・点検などにおける感染防止策として防止策の具体例を示しています。

廃棄物処理業者等における感染防止策の具体例(例)

①処理作業等及び事務作業における共通の対策

・新しい生活様式の実践・体調管理(十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ)及

び定期的な体温測定等による体調把握

・出勤前の体温測定※

・ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避(時差出勤・自転車通勤、在宅勤務等)・他人と共用する物品や複数人が頻りに触れる箇所への消毒の実施(個々の従業員が占有することが可能な器具は、共有を避ける)

・通勤時のマスクの着用・人混みや繁華街への不要不急な外出の自重・帰宅時の手洗い、うがいの徹底・ローテーション制(例えば二交代制等)の導入

・シフト制の導入や休憩時間をずらす等により、更衣室や休憩室等での密集を避ける

※体温測定により新型コロナウイルス感染症が疑われる症状(発熱、咳、全身倦怠感等)がある場合は出勤しない等の対応をとることが重要である。

②処理作業等における対策

《作業前》

・朝礼や着替えの時等に他の人と十分な距離を取ること

・や、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気するなど、3つの密を避ける・手袋、マスク、ゴーグル、その他の個人防護具の適切な着用

・肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用

《作業中》

・素手で廃棄物に触らない、手袋の脱着時に素手で手袋の外側や顔に触れない・選別ライン等での対面での作業を避ける

・こまめに手洗いや手指消毒

等をする

・作業車の窓を解放し、換気する

・休憩時は、屋内・車内の場合は窓を開け、換気をする

・とともに、他の人と十分な距離を取り、マスクなしでの近距離での会話等は控える

・産業廃棄物処理業者においては、電子マネーフェストの使用等により、紙マネーフェスト等の書類の受渡しや荷物の積卸しの際の人の直接的な接触の機会をできるだけ減らす

《作業後》

・運搬車両や施設等で手や防護服等が触れた箇所の清掃及び0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%濃度のアルコールを用いた消毒の実施・作業車については、運転席やハンドル、シート、ドアノブ、手すり、操作ボタン等を重点的に消毒

・使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄・スマートフォン、タブレット等の消毒

・作業終了後の手洗いの徹底・作業着を脱いだり防護具を外したりするときは、外面に触れないよう裏返しながらい、脱いだ作業着は洗濯する

・着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離を取る

《その他》

・ローテーション(例えば二交代制)を組むなど、可能な範囲で作業員の同時感染を防ぐ工夫をする

③事務作業における対策

・接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用

・手洗い及び手指消毒を実施(訪問者に対しては必要と思われる感染防止策を実施)

・訪問者の立入(場所、人数等)を制限

・訪問者の氏名・住所の把握

・従業員及び訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施(発熱がある場合、入室を禁止)、手指消毒用アルコール等の設置と消毒励行の旨の掲示

・事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施

・訪問スペースへの消毒や手洗いの場所を設置

・窓口等でのガラスやプラスチック等の仕切りの設置

・出張や会議の削減(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)

・やむを得ず外出や出張する場合は、外出、出張先の面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録・在宅勤務(テレワーク)の実施

・接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用

・手洗い及び手指消毒を実施(訪問者に対しては必要と思われる感染防止策を実施)

・訪問者の立入(場所、人数等)を制限

・訪問者の氏名・住所の把握

・従業員及び訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施(発熱がある場合、入室を禁止)、手指消毒用アルコール等の設置と消毒励行の旨の掲示

・事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施

・訪問スペースへの消毒や手洗いの場所を設置

・窓口等でのガラスやプラスチック等の仕切りの設置

・出張や会議の削減(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)

・やむを得ず外出や出張する場合は、外出、出張先の面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録・在宅勤務(テレワーク)の実施

てのことと思われる。その部分で、国が求めている事項のあらましは次のとおり

・新型コロナウイルス感染症対策の体制の整備、自らのリスクの評価及びその結果に応じた感染防止策の検討

・事業継続に必要な要素(人員や物資等)の確保及びそれらが不足した場合の対策等の検討等を行い、これらを事業継続計画としてとりまとめる。

・従業員が新型コロナウイルスに感染した場合や国内で感染が拡大した場合等には、策定した事業継続計画にしたがって対応する。

・従業員に対して教育・訓練を実施し、定期的な事業継続計画の点検・改定を行う。

なお「ガイドライン」は本文を含め、次のURLから入手することができま

す。  
http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\_contr/infection/202009corona\_guideline.pdf

「コロナ」の新規感染者数は国内では収まってきましたが、依然として海外で大きな発生を見ており、さらにオミクロン株の国内への侵入も心配されます。各事業所におかれては、従業員のワクチン接種にご留意頂いていると思いますが、ワクチン接種を2回済ませても時間の経過に伴い効果が低下していくとの報道もあり、そのため、3回目の接種も始まります。

ワクチン接種の情報には気をつけましょう。

# 年頭所感 「改正浄化槽法と歩む」

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課長 木村直昭



新年あけましておめでとうございます。

大阪府衛生管理協同組合の皆様におかれましては、日頃より本府環境衛生行政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年(令和3年)は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、第4波、第5波の大きな波が国内を席卷し、本府では、4月25日から9月30日までの間、緊急事態措置やまん延防止重点措置を府民の皆さんに要請することになりました。

そのような状況の中、府民の皆様の御協力とワクチン接種や重症化を抑制する薬剤の普及等が相まって、10月以降は少し落ち着きが見られています。しかしながら、11月末には新たな変異株である「オミクロン株」の国内感染事例が確認され、まだまだ予断を許さぬ状況が続いております。皆様方におかれましては、このようなコロナ禍においても、府民生活に欠くことのできないライフラインである浄化槽の適正管理に御尽力をいただいております。感謝を申し上げます。さて、令和2年4月施行の

## 環境省 浄化槽の長寿命化へ

環境省は令和4年度予算要求に前年比11.5%増の96億円を計上した。新規拡充項目で長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業を個人型にまで広げることが大きい。

## 環境大臣「浄化槽の日」にメッセージ

第35回全国浄化槽大会は「コロナ」のため中止となったが、10月1日の「浄化槽の日」を迎え、小泉環境大臣は関係者に向けてメッセージを発信した。その中で、「不変の原点の追求として、浄化槽の維持管理は、国民の安定的な生活の確保や社会の維持のため、また、地域の生活環境の保全・公衆衛生の向上のために不可欠」との認識のもと、「良い浄化槽を、長く使っていただきたい」として官民を挙げて浄化槽の普及拡大に全力で取り組む姿勢を明らかにした。

## 環境省「廃棄物区分撤廃や新規許可等は不可」

内閣府の「第16回再生エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が9月21日にオンラインで開催された。以前から提起されていた一廃と産廃の区分撤廃や新規許可を含む廃棄物処理法の規制緩和について、環境省は「対応不可」と明確に回答した。なお、これに関連して、

## 喜びの受章、表彰次々

米田理事長、榎木副理事長、永田理事、相次いで令和3年度の叙勲にて、当組合の米田健司理事長が瑞宝単光章を受章されました。また、榎木隆弘副理事長が環境大臣表彰を、永田伊智朗理事が大阪府環境衛生功労者表彰を受賞されました。

## 中浜流注場清掃日程

1月以降の流注場の清掃予定は次のとおり。投入の各組合員は、日程に合わせ計画的な作業をお願いします。

# 年頭所感 「改正浄化槽法とともに」

(一社) 大阪府環境水質指導協会会長 辻 精一郎



新年あけましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに令和4年の新年を迎えられたことを心からお慶び申し上げます。米田理事長をはじめ大阪府衛生管理協同組合の皆様には、日頃より当協会の運営に多大なご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、米田理事長におかれましては瑞宝単光章の叙勲を、

柁木副理事長におかれましては環境大臣表彰をそれぞれ受賞され、心からお祝い申し上げます。一昨年来、全世界を襲った「コロナ禍」により、昨年は通年に亘り、我が国でも大変な事態となっております。21年秋以降、日本では新規感染者数は減少傾向にあるとはいえ、世界的には、ブレイクスルー感染による感染の増大、新型変異種の「オミクロン株」の発生等により、工業製品特に半導体やその関連製品の品薄状態、さらには物流の停滞などで、経済全体が停滞気味だと言われております。こうした影響で、皆様方に

## 環境省「廃棄物区分撤廃や新規許可等は不可」

ため、また、地域の生活環境の保全・公衆衛生の向上のために不可欠」との認識のもと、「良い浄化槽を、長く使っていただきたい」として官民を挙げて浄化槽の普及拡大に全力で取り組む姿勢を明らかにした。

## 財務省 下水道から浄化槽への転換に言及

財務省財政制度等審議会・財政制度分科会は令和3年12月3日、財務大臣あて建議をまとめた。このなかで、地方財政では「インフラ老朽化への対応」として、下水道から浄化槽への転換を視野に入れた対応策を初めて示した。

## 小型浄化槽出荷増加の兆し

浄化槽システム協会のまとめによると令和3年度上半期の小型浄化槽出荷基数は前年同期に比べ4.2%増の5万4628基となった。目下、ウッドショック、コロナ禍もあり令和元年度と比べて依然、厳しい状況におかれている。

## 下水道経営ますます苦境に

総務省の令和3年9月30日付け公表によると、令和2年度はコロナウイルス感染症による使用料減免、水量減少が重なり経費回収率が初めて100%を切るようになった。

## 組合法律顧問から

木村法律顧問の事務所は次のとおりです。組合員については、初回無料で相談に応じていただけるのとことです。

大阪市中央区 高麗橋4丁目6-14 SI横堀ビル1階 木村総合法律事務所 電話06-14963-3813